

奈良市公報

号外第22号 (平成27年2月後半分)

平成27年12月4日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規則

- 奈良市入江泰吉旧居条例の施行期日を定める規則…… 1
- 奈良市入江泰吉旧居条例施行規則…… 1
- 一般競争入札の実施（3件）…… 2
- 配当計算書の公示送達…… 3
- 差押調書等の公示送達…… 3
- 参加差押通知書の公示送達…… 3
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出…… 4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…… 4
- 生活保護法の規定による施術者の指定…… 4
- 放置自転車等の保管…… 4
- 地縁による団体の認可…… 5
- 放置自転車等の保管…… 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…… 5
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…… 6
- 生活保護法の規定による施術者の指定…… 6
- 放置自転車等の保管…… 6
- 差押調書等の公示送達…… 6
- 奈良市議会定例会の招集…… 6
- 交付要求通知書の公示送達…… 6
- 放置自転車等の保管…… 7
- 開発行為に関する工事の完了…… 7
- 一般競争入札の実施…… 7
- 差押解除通知書の公示送達（3件）…… 8
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…… 8
- 放置自転車等の保管…… 8
- 差押調書等の公示送達（4件）…… 8
- 道路の区域決定…… 9
- 道路の供用開始…… 9
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…… 9
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…… 10
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…… 10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…… 10
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…… 10
- 生活保護法の規定による施術者の指定…… 11

監査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知（3件）…… 11

公営企業

- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定…… 13

教育委員会

- 奈良市子ども読書活動推進懇話会開催要綱…… 13

農業委員会

- 農政部会の招集…… 14

規則

奈良市入江泰吉旧居条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年2月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第2号

奈良市入江泰吉旧居条例の施行期日を定める規則
奈良市入江泰吉旧居条例（平成25年奈良市条例第64号）
の施行期日は、平成27年3月1日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成27年2月18日揭示済）

奈良市入江泰吉旧居条例施行規則をここに公布する。

平成27年2月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第3号

奈良市入江泰吉旧居条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市入江泰吉旧居条例（平成25年奈良市条例第64号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（入館の手続）

第2条 入館料を納付して旧居に入館しようとする者は、入館券（別記様式）の交付を受けなければならない。

（補則）

第3条 この規則に定めるもののほか、旧居の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

1 個人用

No.	No.
入館券	入館副券
(1人1回当日限り)	
入江泰吉旧居	入江泰吉旧居

- (注) 1 入館券には、指定管理者が定める図柄を入れる。
2 裏面に注意事項を記載する。

2 団体用

No.	年 月 日	
入江泰吉旧居団体入館券		
(当日1回限り有効)		
人 員	単 価	金 額
団 体 名		
所 在 地		
責 任 者 氏 名		
入江泰吉旧居		

(注) 裏面に注意事項を記載する。

(平成27年2月18日揭示済)

告 示

奈良市告示第82号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定に

より公告します。

平成27年2月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

奈良町南観光案内所整備その他工事ほか2件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年2月18日揭示済)

奈良市告示第83号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年2月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 業務名 登美ヶ丘中学校他2校給食室新築工事に伴う建築設計業務委託
- 業務場所 奈良市東登美ヶ丘三丁目1059番地他
- 業務期間 契約の日から平成27年3月31日まで(詳細は特記仕様書を確認のこと。)
- 業務概要 建築設計業務委託一式
延べ床面積
約250.0㎡(登美ヶ丘中学校)
約280.0㎡(平城東中学校)
約250.0㎡(若草中学校)
- 予定価格 12,106千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 最低制限基準価格 9,283千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年2月16日揭示済)

奈良市告示第84号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年2月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 業務名 三笠中学校他1校給食室新築工事に伴う建築設計業務委託
- 業務場所 奈良市三条川西町3番1号他
- 業務期間 契約の日から平成27年3月31日まで(詳細は特記仕様書を確認のこと。)
- 業務概要 建築設計業務委託一式
延べ床面積
約370.0㎡(三笠中学校)
約330.0㎡(都南中学校)(改修含む。)
- 予定価格 11,455千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 最低制限基準価格 8,784千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年2月16日揭示済)

奈良市告示第85号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第131条の規定に基づく配当計算書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月16日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
配当計算書(謄本)
- 送達を受けるべき者
省略

(平成27年2月16日揭示済)

奈良市告示第86号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)及び第131条の規定に基づく配当計算書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月16日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
差押調書(謄本)、配当計算書(謄本)
- 送達を受けるべき者
省略

(平成27年2月16日揭示済)

奈良市告示第87号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第86条第2項の規定に基づく参加差押通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月16日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
参加差押通知書
- 送達を受けるべき者
省略

(平成27年2月16日揭示済)		したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
<p>奈良市告示第88号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありま</p>		<p>平成27年2月16日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p>	
医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日	
訪問看護ステーション 優	奈良県奈良市右京一丁目4番地	平成26年8月31日	
(平成27年2月16日揭示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。	
<p>奈良市告示第89号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の</p>		<p>平成27年2月16日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p>	
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービスあおい	奈良県奈良市中山町1250番7号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年2月1日
有限会社あんしん	奈良県奈良市あやめ池北一丁目5番5号		
福祉用具のリリー	奈良県奈良市西九条町195番地	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成27年2月1日
合同会社悠	奈良県奈良市西九条町195番地	介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定介護予防福祉用具販売	
法蓮吉祥寺デイサービス	奈良県奈良市法蓮町423番	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年2月1日
株式会社月芳	奈良県奈良市杉ヶ町33番地3		
(平成27年2月16日揭示済)		定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
<p>奈良市告示第90号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規</p>		<p>平成27年2月16日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p>	
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
竹内 孝			
竹内針灸院 (竹内 孝)	奈良県奈良市西大寺新町一丁目9-15	はり・きゅう	平成27年2月3日
(平成27年2月16日揭示済)		奈良市長 仲川元庸	
<p>奈良市告示第91号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成27年2月16日</p>		<p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成27年2月16日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域</p>	

- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成27年2月16日揭示済)

奈良市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年2月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 名称
押上町自治会
- 2 規約に定める目的
本会は会員相互の親睦と連帯感をたかめ、公共に奉仕する精神のもとに地域社会の発展と住民福祉の向上を図ることを目的とする。その目的のため次の活動を行うものとする。
 - (1) 会員の親睦と慰安に関すること。
 - (2) 青少年の健全な育成に関すること。
 - (3) 防犯・防火活動に関すること。
 - (4) 老人福祉に関すること。
 - (5) 自治会館の運営管理に関すること。
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要と認められること。
- 3 区域

- 奈良市押上町全域
- 4 事務所
奈良市押上町18番地
- 5 代表者の氏名及び住所
岸 耕治
奈良市押上町32番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 7 代行者の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
 - (1) 本会は地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
 - (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 9 認可年月日
平成27年2月17日
(平成27年2月17日揭示済)

奈良市告示第93号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年2月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年2月17日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年2月17日揭示済)

奈良市告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年2月18日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人ひまわり会 ひまわりクリニック	奈良県奈良市右京一丁目4番	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年2月1日

医療法人ひまわり会	奈良県奈良市右京一丁目4番		
(平成27年2月18日揭示済)		した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第95号		平成27年2月18日	奈良市長 仲川元庸
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止			
指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
寺田 剛明		柔道整復	平成26年8月31日
スッキリ鍼灸整骨院 (寺田 剛明)	奈良県奈良市三条町489-1-1 F		
岩谷 篤		柔道整復	平成26年8月31日
スッキリ鍼灸整骨院 (岩谷 篤)	奈良県奈良市三条町489-1-1 F		
(平成27年2月18日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第96号		平成27年2月18日	奈良市長 仲川元庸
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規			
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
佐野 豊		柔道整復	平成26年9月1日
スッキリ鍼灸整骨院 (佐野 豊)	奈良県奈良市三条町489-1-1 F		
(平成27年2月18日揭示済)		等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。	
奈良市告示第97号		なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。	
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。		平成27年2月19日	奈良市長 仲川元庸
平成27年2月19日		1 送達をすべき文書 差押調書（謄本）・配当計算書（謄本）	
奈良市長 仲川元庸		2 送達を受けるべき者 省略	
1 移動理由	自転車等放置禁止区域に放置されていたため。	(平成27年2月19日揭示済)	
2 移動年月日	平成27年2月19日	奈良市告示第99号	
3 移動対象区域	JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域	平成27年2月27日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。	
以下省略		平成27年2月20日	奈良市長 仲川元庸 (平成27年2月20日揭示済)
(平成27年2月19日揭示済)		奈良市告示第100号	
奈良市告示第98号		奈良市国民健康保険料交付要求通知書を郵送しましたが、	
国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所			

その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市保健福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月20日

奈良市長 仲川元庸

- この交付要求通知書の発送年月日
奈良市国民健康保険料交付要求通知書
発送年月日 平成26年6月24日
- 送達を受けるべき者
別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成27年2月20日揭示済)

奈良市告示第101号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年2月23日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年2月23日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年2月23日揭示済)

奈良市告示第102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

- 入札に付する事項

項目	概要
業務名	「奈良しみんだより」広告掲載業務
業務内容	毎月発行する市の広報紙「奈良しみんだより」に掲載する広告主を募集し、広告を掲載する。 <ul style="list-style-type: none"> 広告取扱業者は各月ごとに市へ広告料を納入する。 広告主は広告取扱業者を通して広告を掲載し、広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料については、広告取扱業者と広告主の間で協議して決定する。 市は広告の内容を審査し、適当と認めるものについて掲載を許可するものとする。 その他詳細は、「奈良しみんだより」広告掲載業務仕様書による。
契約期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
業者選定方法	一般競争入札

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年2月23日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成26年9月2日 奈良市指令都整開 第14A-15号
平成26年10月6日 奈良市指令都整開 第14A-15-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年2月23日 第1453号
公共施設 平成27年2月23日 第682号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市柏木町159番1の一部、159番4の一部、160番1、160番4、160番5、160番6、161番1、161番2、161番3及び165番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区港南一丁目8番15号
東燃ゼネラル石油株式会社
代表取締役社長 武藤 潤
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市柏木町160番5の一部、160番6の一部及び165番4の一部
 - 緑地
奈良市柏木町160番5の一部、160番6の一部、161番3の一部及び165番4の一部
 - 調整池
奈良市柏木町160番1の一部、160番5の一部、160番6の一部及び165番4の一部

(平成27年2月23日揭示済)

奈良市告示103号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年2月24日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成27年2月24日揭示済)

奈良市告示第104号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第80条の規定に基づく差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押解除通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年2月25日揭示済)

奈良市告示第105号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第80条の規定に基づく差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押解除通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年2月25日揭示済)

奈良市告示第106号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第80条の規定に基づく差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押解除通知書（奈財滞第374号）、差押解除通知書（奈財滞第375号）

- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年2月25日揭示済)

奈良市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁団体奈保町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年2月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容（代表者の氏名及び住所）

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	山岡章宏 奈良市奈保町17番22号	橋本健二 奈良市奈保町16番12号

- 2 変更の年月日

平成27年2月11日

(平成27年2月25日揭示済)

奈良市告示第108号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年2月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年2月26日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年2月26日揭示済)

奈良市告示第109号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）
 - 2 送達を受けるべき者
省略
- （平成27年2月26日揭示済）

奈良市告示第110号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）
 - 2 送達を受けるべき者
省略
- （平成27年2月26日揭示済）

奈良市告示第111号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第697号線	芝辻町522番1地先から	木津町大字市坂小字松谷40番1地先まで	L = 1,460.0 W = 10~12

（平成27年2月27日揭示済）

奈良市告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成27年3月15日から次のように道路の供用を開

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第697号線	芝辻町522番1地先から	木津町大字市坂小字松谷40番1地先まで	L = 1,460.0 W = 10~12

（平成27年2月27日揭示済）

奈良市告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定

平成27年2月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）
 - 2 送達を受けるべき者
省略
- （平成27年2月26日揭示済）

奈良市告示第112号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）
 - 2 送達を受けるべき者
省略
- （平成27年2月26日揭示済）

奈良市告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、平成27年3月15日から次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年2月27日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第697号線	芝辻町522番1地先から	木津町大字市坂小字松谷40番1地先まで	L = 1,460.0 W = 10~12

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年2月27日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第697号線	芝辻町522番1地先から	木津町大字市坂小字松谷40番1地先まで	L = 1,460.0 W = 10~12

により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年2月27日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あしび薬局 赤田店	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5番13号	平成26年12月31日

(平成27年2月27日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。
平成27年2月27日

奈良市告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あしび薬局 赤田店	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5番22号	平成27年1月1日

(平成27年2月27日揭示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年2月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年12月31日
名称	主たる事務所の所在地		
あしび薬局 赤田店	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5番13号		
株式会社 奈良健康企画	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5番13号		

(平成27年2月27日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年2月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年1月1日
名称	主たる事務所の所在地		
あしび薬局 赤田店	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5番22号		
有限会社 奈良健康企画	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5番13号		

(平成27年2月27日揭示済)

した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおりに告示します。

平成27年2月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
田口 大志		柔道整復	平成27年1月31日
ライフサポート整骨院 (田口 大志)	奈良県奈良市光明院町14-2		

(平成27年2月27日揭示済)

奈良市告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の

規定により次のとおり告示します。

平成27年2月27日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
小川 是		柔道整復	平成27年2月1日
ライフサポート整骨院 (小川 是)	奈良県奈良市光明院町14-2		

(平成27年2月27日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成27年2月27日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
 同 中本 勝
 同 山口 誠
 同 松石 聖一
 奈政行第1号
 平成27年2月26日

奈良市監査委員 中村 勝三郎 様
 同 中本 勝 様
 同 山口 誠 様
 同 松石 聖一 様

奈良市長 仲川元庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

32. 老人憩の家

(6) 監査の結果及び意見

- ・再委託について
(長寿福祉課)

【監査結果】

登美ヶ丘老人憩の家では、トイレ清掃を団体とは無関係の個人に依頼している。頻度は、月2回であり、委託料は年間43,000円である。契約書等は交わしておらず、口頭での依頼である。

再委託については書面による市の事前承認が必要となるが、市の承認は得ていない。再委託の事前承認手続を遵守するよう、市は指定管理者に指導されたい。仮に金額が少

額であるため、再委託についての手続を簡略化するのであれば、その旨を条例等で定められたい。

【措置の内容】

平成26年度の再委託については、書面により事業下請負承認申請書を提出するよう指定管理者に指導を行い、事前承認手続をとるよう改善しました。

38. 都祁農畜産物処理加工施設・都祁農林水産物処理加工施設

(6) 監査の結果及び意見

- ・事業報告について
(都祁行政センター地域振興課)

【監査結果】

総合財団が指定管理者を務めていた平成24年度において、指定管理者が提出した年度の事業報告の中に、管理業務にかかる経費や収支を報告した資料がなかった。平成24年度以前より、指定管理者から管理施設ごとの収支に関する報告はなされてこなかった。しかし、総合財団の財団全体の事業報告の一部である「特産品事業収支計算書」が実質的に当施設にかかる収支を示したものであるため、所管課は年度末に当該資料を入手して収支を把握していた。

基本協定書第6条において、「指定管理者は、管理業務にかかる経費を他の経費と区別して執行し、その収支を明確にしなければならない」との定めがある。また、仕様書において指定管理者が会計年度終了後に提出するように定められている事業報告の記載事項としても「管理経費の収支状況」が挙げられている。

市は、仕様書に記載のとおり、指定管理者が年度の事業報告において、施設にかかる一年間の収支状況を「管理経費の収支状況」として報告するよう指導されたい。また、施設にかかる収支の情報は、年に一度だけではなく、月末ごと等もっと頻繁に入手してその内容を分析することが望ましい。市は指定管理者に対し、施設にかかる収支状況を、より短いスパンで定期的に報告させるようにも合わせて指導されたい。

【措置の内容】

平成25年度から指定管理者が年度末に提出する事業報告において、管理経費の収支状況の報告をするように指導し、報告書の提出を受け、内容を確認しました。平成26年度からは、毎月収支報告をするよう指導し、内容を確認しています。

(平成27年2月27日揭示済)

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成27年2月27日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 山口 誠
同 松石 聖一
奈良教総第47号
平成27年2月24日

奈良市監査委員 中村 勝三郎 様
同 中本 勝 様
同 山口 誠 様
同 松石 聖一 様
奈良市教育委員会
教育委員長 杉江 雅彦

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知をします。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

- VI 公有財産の有効活用に関する監査結果
3. 公有財産の有効活用に関する個別検討結果

- (2) 個別検討結果
⑱ 黒髪山キャンプフィールド

- (イ) 監査の結果及び意見
(生涯学習課)

【監査結果】

施設内にある管理棟及び多目的研修棟、シャワー棟の建物について、公有財産台帳への記載が漏れている。

公有財産規則第13条において、部長は、所管する公有財産の維持、保存及び運用について、常にその状況を把握するとともに、公有財産が台帳及び附属の図面と符合するように注意しなければならない。また、公有財産規則第43条において、部長は、その所管に属する公有財産について、異動の都度補正しておかなければならない。所管課は適時、実態調査を行ったうえ、正しい情報を入力すべきである。

【措置の内容】

当該施設内にある管理棟及び多目的研修棟、シャワー棟の建物及びその他工作物等について、過去の各種資料を調べるとともに、実態調査を行い、平成26年9月1日付けで、公有財産台帳への記載を行いました。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

42. 黒髪山キャンプフィールド

- (6) 監査の結果及び意見

- 委託料の精算について
(生涯学習課)

【監査結果】

くろかみやま自然塾では、平成24年度の事業計画で計7回の開催を予定していたが、天候不良等で中止になったことにより実際には5回しか実施されなかった。事業委託契約書によると、事業計画に基づき委託事業を実施しなければならないとの条項はあるが、計画通りに実施されなかった場合の委託料の返還、精算等の条項がない。そのため、くろかみやま自然塾は精算なしに委託料を全額収受している。

事業計画通りに実施できない場合に備えて、契約書に委託料の返還、精算条項を入れたうえで契約書を作成された。

【措置の内容】

天災等によるやむを得ない事情により、当初計画どおりに事業が実施されなかった場合に備えるため、平成26年度から委託料の精算条項を明記した契約を締結しました。

(平成27年2月27日掲示済)

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成27年2月27日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 山口 誠
同 松石 聖一
奈良市議第113号
平成27年2月26日

奈良市監査委員 中村 勝三郎 様
同 中本 勝 様
同 山口 誠 様
同 松石 聖一 様

奈良市議会議長 土田 敏朗

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知をします。

平成16年度包括外部監査「補助金等に関する事務執行状況について」の結果に対する措置状況について
第4. 監査の結果および意見（個別事項）

43. 政務調査費

- (2) 監査の結果

- ① 証憑の保管義務
(議会事務局)

【監査結果】

上記のとおり、政務調査費にかかる会計帳簿および証憑（領収書等）の提出を議会に対し求めたが、提出を受けることができなかった。その理由は、条例に提出義務がないことや会派の異動などが理由である。議会が定める「奈良市議会政務調査費の交付に関する規程」では、「政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない」とされている。

会派の会計帳簿の整備状況および証拠書類の保管状況は不明であるが、会計帳簿や証拠書類を十分に整理したうえで収支報告書の作成が行われているかを検証するための手立てを講じる必要がある。

【措置の内容】

従前は政務調査費（平成24年の地方自治法の一部改正により、名称が「政務活動費」に改められた。）の支出状況について、各会派から収支報告書のみの提出をもってその

支出の検証を行っていましたが、平成20年3月の「奈良市議会議政務調査費の交付に関する条例」の改正により、支出状況の報告時には収支報告書に加え、領収書等の支出に係る証拠書類の提出を平成20年度から義務付けることとしました。これにより、提出された収支報告書が証拠書類に基づき作成されているかを検証しています。

（平成27年2月27日揭示済）

公 営 企 業

奈良市企業局告示第7号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年2月20日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 城設備工業	代表取締役 城 和正	奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号	平成27年2月18日

（平成27年2月20日揭示済）

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第4号

奈良市子ども読書活動推進懇話会開催要綱を次のように制定する。

平成27年2月17日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市子ども読書活動推進懇話会開催要綱
（開催趣旨）

第1条 本市における子どもの読書活動推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めため、奈良市子ども読書活動推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための基本的な方針に関すること。
- (2) 子どもの読書活動を推進するための実施計画に関すること。
- (3) 「奈良市子ども読書活動推進計画」の進捗状況に関すること。
- (4) その他子どもの読書活動の推進に関し必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 読書活動関係団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育長が適当であると認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

（運営）

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（分科会）

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 教育長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を定めるものとする。

（開催期間）

第6条 懇話会の開催期間は、平成29年度までを目途とする。

（情報公開）

第7条 懇話会は奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）に基づき、原則公開する。その手続きについては、奈良市審議会等の会議の公開に関する指針に準じて行う。

（庶務）

第8条 懇話会の庶務は、生涯学習課において処理する。
(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年2月17日から施行する。

(平成27年2月17日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会平成27年3月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成27年2月24日

奈良市農業委員会
農政部会長 嶋 田 圭 堂

1 日時

平成27年3月3日（火） 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

議 案

第1号 平成27年遊休農地解消モデル事業の実施
計画について

第2号 なら農業委員会だより第59号の発行につ
いて

報 告

第1号 農業に関するアンケートの実施結果につ
いて

(平成27年2月24日揭示済)